

罹災証明書・被災証明書について

先日の台風25号において、被災された方々には改めてお見舞い申し上げます。
神崎町では、自然災害等により被害にあわれた方に、保険金の請求や融資、免除申請等に必要とされる「罹災証明書」及び「被災証明書」の発行を行っています。申請後に審査を行う必要があるため、原則、証明書の即時交付はできません。（郵送での送付となります。）

●罹災証明書とは

住家に関わる部分が被害を受けた場合に、その被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を町が証明するものです。

例：外壁、基礎、屋根の破損、内壁、床、天井、柱、建具の破損・汚損など

※現地調査を行った上で交付となりますが、一部損壊（瓦の一部のずれや破損、床下浸水等）などの場合には、写真による判定のみで証明書の交付が可能な場合もあります。

●被災証明書とは

住家以外の資産（外構、門扉、車両、家財）が被災したことを町が証明するものです。

※基本的には写真のみでの判定となります。

被害の程度を証明するものではありません。

◎ご用意いただくもの

①罹災証明申請書または被災証明願

申請書は、町民課税務係窓口、町ホームページにあります。

②被害状況がわかるカラー写真（被害物件の全体及び被害の箇所別）

※修繕や片付けをする前に、裏面を参考に必ず写真を撮っておいてください。

判定に必要な資料となりますので、お願いいたします。

※浸水被害の場合、定規などを壁にあてて撮影した、浸水の高さがわかる写真を撮ってください。

③申請者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）

④委任状（代理人が申請する場合に必要）

申請期間：令和8年12月22日（火）までに申請をお願いします。

お問い合わせ先・提出先

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地 神崎町役場 町民課税務係

電話：0478-72-2112（直通）

神崎町ホームページ <https://www.town.kozaki.chiba.jp>

※トップページの「新着情報」または、「くらしの情報」→「税・保険・年金」より
「罹災証明書・被災証明書」を選択。こちらのQRコードからもご覧いただけます。



住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。
ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

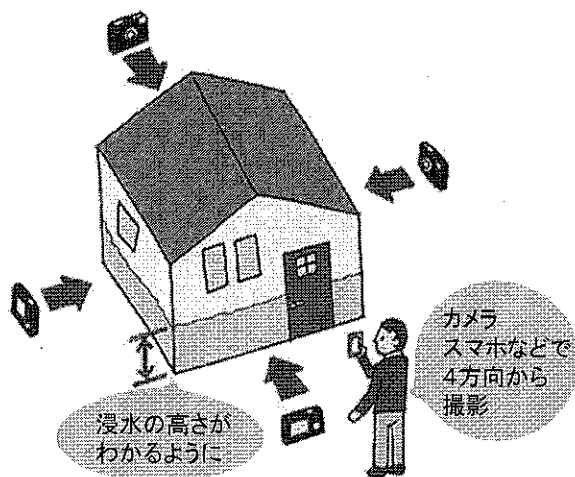
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

<想定される撮影箇所>

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

